

吉産第 1 1 1 1 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

令和 7 年度地域農業維持発展支援事業費補助金公募要領

この公募要領は、地域農業維持発展支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、令和 7 年度地域農業維持発展支援事業の公募を行うために必要な事項を定めるものとします。

第 1 公募期間

申請受付開始 令和 7 年 4 月 1 日（火）

申請締め切り 令和 7 年 5 月 1 6 日（金）

採択発表 令和 7 年 5 月 2 0 日（火）

第 2 補助事業実施期間

補助事業実施期間は交付決定日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとします。

補助事業実施期間内に、発注・納品・検査・支払等のすべての手続きを完了し、実績報告書を提出しなければなりません。

第 3 応募者の要件

本事業の応募者の要件は以下のとおりとします。

（1）共通

これまでに地域農業維持発展支援事業費補助金の交付を受けていないもので、今後 5 年間営農を継続する者。

（2）地域農業支援枠

地域計画のうち目標地図に位置づけられた又は当該年度中に位置づけられることが確実な「農業を担う者」。

※任意組織の集落営農組織は、組織内の組合員が 1 人でも目標地図に位置づけられた「農業を担う者」であれば、任意組織の集落営農組織も対象とします。

（3）有機農業支援枠

地域農業支援枠の条件に加え、有機 JAS 取得者または環境保全型農業直接支払交付金のうち「有機農業」の取組を取り組んでいる者又は取り組む見込みのある者。

第 4 補助対象となる農業用機械・施設について

補助対象となる農業用機械・施設については、次に掲げる事項によるものとします。

（1）補助対象とする機械等は、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。また、事業の対象となる機械等が中古である場合には、残存耐用年数が 2 年以上のものであること。

(2) 用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助対象としないものとする。

(3) 施設・機械のうち、生産活動の範囲以外にも供用できるものは原則として補助対象としない。ただし、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等の機械については、以下の要件をすべて満たす場合、この限りではない。

ア 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。

イ 農業経営において真に必要であること。

(4) 地域農業支援枠の場合、穀物乾燥機、糶摺り機及び色彩選別機は補助対象外とする。

(5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

(6) 既存の施設・機械の代替として、同種・同能力のものを再度整備する(いわゆる更新。)場合は、地域農業の維持の観点からみて適当と認められたときは補助対象とする。

第5 補助金の額及び補助率

(1) 地域農業支援枠

補助対象経費の1/6以内とし、50万円を上限とします。下限事業費は1機械等当たり20万円とします。また、算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとします。

(2) 有機農業支援枠

補助対象経費の1/3以内とし、50万円を上限とします。下限事業費は1機械等当たり20万円とします。また、算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとします。

第6 申請書等の提出・提出方法

(1) 提出書類

応募者は以下の書類を提出してください。

- ① 応募申請書(様式1)
- ② ポイント及びポイント化する項目に係る確認資料一覧表
- ③ ②の添付書類
- ④ 導入予定の農業用機械・施設の見積書(見積有効期限内のもの)及びパンフレット

(2) 提出先・問合せ

吉賀町役場産業課 〒699-5301 吉賀町柿木 500-1

電話 0856-79-2213 MAIL sangyo@town.yoshika.lg.jp

問合せについては、月曜日から金曜日まで(祝祭日を除く。)の午前8時30分～午後5時15分までとします。

(3) 提出方法

上記提出先へ、持ち込み、郵送または電子メールで提出してください。

第7 申請書等の審査

採択にあたっては、吉賀町産業課において、別表「審査ポイント表」に基づき応募者から提出された申請書類の内容を審査・採点し、予算の範囲内で審査ポイントの合計が高い順に応募者を採択します。